商品概要説明書

教育ローン（ジャックス保証型）

（2024 年 10 月 1 日現在）

商品名	ジャックス教育ローン
ご利用いただける方	○当ＪＡの営業地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。 ○安定継続した収入のある方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する次のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ①在学時に必要な費用（授業料、教材費等） ②入学時に必要な費用（入学金、寄付金等） ③受験に必要な費用（受験料、交通費、宿泊費等） ④入居時に必要な費用（敷金、礼金等） ⑤現在、他金融機関からお借入中の教育資金のお借換資金 ⑥学生生活に必要な資金（アパートの家賃、通学定期代等） ○上記の①～④につきましては、借入申込日から 3 か月以内にお支払済みの資金を含みます。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○原則として据置期間を含め 6 か月以上 13 年 6 か月以内とし、1 か月単位とします。なお、据置期間は、ご融資対象ご子弟の入学予定年月の 7 か月前から卒業予定年月の 6 か月後までの範囲内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。

<table>
<tr><td></td><td>○お借入利率には、年 1.0%の保証料を含みます。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内とします。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の３種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。
なお、共済掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.2%</td></tr>
<tr><td>長期期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.4%</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.3%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>9 大疾病補償保険</td><td>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年 0.5%</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ご返済期間終了後までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
①全額繰上返済の場合･･･5,500 円
②一部繰上返済の場合･･･5,500 円
○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税込む。）が必要です。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部(電話：０５５－２８３－７１１８)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
山梨県弁護士会（電話：０５５－２３５－７２０２）
東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）</td></tr>
</table>

	第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ南アルプス市